

告示

埼玉県選管告示第十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、三郷市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

令和五年三月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
三郷市立希望の郷交流センター	埼玉県三郷市彦成三丁目七番十九号	三郷市長	百十人
三郷市立ふれあいの郷下新田	埼玉県三郷市高州一丁目百十二番地	三郷市長	七十人
三郷市立戸ヶ崎ふれあいひろば	埼玉県三郷市戸ヶ崎三千二百番地一	三郷市長	五十人